

# 徳之島地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 背景及び目的

徳之島地域の人口は、昭和35年国勢調査の48,644人をピークに減少を続け、令和2年国勢調査では21,803人となった。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在であるが、人口減少による公共交通利用者の減少や全国的な運転手不足の深刻化等により公共交通の維持は容易ではなくなっている。

このことから、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保や、公共交通機関の空白地域などでの交通手段の確保は、今後さらに深刻な問題となっていくことが予想される。また、離島という特性において、観光客やビジネス客の二次交通の確保も重要な課題であり、島内の移動を全体として考慮し、行政区域ごとではなく、徳之島広域での課題解決に向けた取組が必要である。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらす。

こうした状況を踏まえ、徳之島地域の交通政策に関わる課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定し、この計画を基にまちづくり・観光と連動した持続可能な運送サービスの提供に取り組んでいく。

本業務の実施に当たり、業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

徳之島地域公共交通計画策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「徳之島地域公共交通計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について徳之島地域公共交通活性化協議会事務局（以下「事務局」という。）及び受託事業者の双方で確認を行う。

### (3) 業務の委託期間

契約日から令和7年3月17日（月）まで

### (4) 契約上限金額

11,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格等

#### (1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 過去5年（平成31年4月1日以降）以内に、鹿児島県内の島嶼部にて、地域公共交通に係る法定事務局が発注した同種業務を元請として遂行した実績を有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 参加表明書（様式第1号）の提出期限の日において、徳之島町、天城町及び伊仙町から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程に基づく手続きをしていないこと。
- カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- キ 鹿児島県内に本社または支社、営業所等を有していること。
- ク 徳之島町、天城町、伊仙町に指名願いを出していること。

#### (2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

#### (3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

#### (4) 配布資料（徳之島3町ホームページからダウンロードすること。）

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式第1～4号（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）

### 4 日程

実施内容	日程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和6年4月1日（月）	
質問書の提出期限	令和6年4月15日（月）	様式第4号
参加表明書の提出期限	令和6年5月1日（水）午後5時15分必着	様式第1号

提案書、見積書の提出期限	令和6年5月10日（金）	様式第2～4号、 提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和6年5月17日（金）	
選定結果の通知・公表	令和6年5月24日（金）	
契約の締結	令和6年6月上旬～中旬	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

## 5 質問の受付

### （1）質問書の受付

ア 提出書類：質問書（様式第4号）

イ 提出期限：「4 日程」に記載のとおり。

ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず受信の有無を電話で確認すること。

エ 提出先：isencho@po.synapse.ne.jp

徳之島地域公共交通活性化協議会事務局 伊仙町役場未来創生課 担当：吉田  
（電話0997-86-3112（直通））

オ 回答：文書回答

※質疑の回答書は参加希望者に対して同じ内容をメールにて回答する。

## 6 企画提案書の提出

（1）提出期限：「4 日程」に記載のとおり

（2）提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（3）提出先：〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842

伊仙町役場未来創生課

徳之島地域公共交通活性化協議会事務局宛

（4）提出書類

内容	部数
①参加表明書（様式第1号）	正本1部
②企画提案書提出届（様式第2号）	正本1部
③会社概要任意様式	正本1部
④見積書（総額及び内訳）（総額：様式第3号、内訳：任意様式）	正本1部
⑤業務実績一覧（任意様式）	正本1部 副本5部
⑥提案書（任意様式、A4縦片面10枚以内に収めること） ※別紙仕様書に示す2業務内容に関する提案を含むこと。	正本1部 副本5部
⑦その他書類 ・定款及び財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	正本1部

## 7 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施し、契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。
- (2) プレゼンテーションは対面方式で行い、一参加者につき提案時間を 20 分、質疑応答時間を 10 分とする。なお、必要に応じて電話または E メールでヒアリングを行うことがある。  
※実施日、開始時間、会場等の詳細は参加表明書提出者に別途通知する。
- (3) 参加者が 1 者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価（評価点合計が平均 60 点以上）があれば、受託候補者とする。
- (4) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、事務局と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

## 8 審査

審査会において次のとおり行う。

- (1) 審査員それぞれが 100 点満点で採点し、1 位～3 位までを順位づけして、合計点が最も高い者を受託候補者とし、次点の者を次点者とする。
- (2) 審査項目及び配点

審査項目	主な審査内容	配点
履行の確実性	実施体制の充実度	10
	関連業務実績の豊富さ	5
	業務スケジュールの妥当性	5
提案内容の充実度	事務局業務目的の理解度	10
	調査方法の具体性・妥当性	20
	提案の有効性	40
費用対効果	見積書の妥当性	10

- (3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

## 9 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が調わない場合や受託候補者が後述 10. 失格要件に該当する場合には、受託候補者との契約は締結せず、次点者を繰り上げ、改めて協議の上、契約を締結するものとする。

## 1 0 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

## 1 1 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、事務局がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書は無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (9) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査（プレゼンテーション）の実施日の前日までに辞退届（任意）を提出すること。

## 1 2 担当窓口

〒891-8293 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842

徳之島地域公共交通活性化協議会事務局 伊仙町役場未来創生課 担当：吉田

（電話0997-86-3112（直通））

E-mail: isencho@po.synapse.ne.jp